

(1) 再編方法など全般

- Q 1. 複数学級の話とあわせて学級定員についても議論してほしい。また、新しい学校では教員もリセットされるのか？
- Q 2. 再編に反対しつづけた場合どうなるのか？
- Q 3. 隣接型や連携型などの小中一貫した教育にこだわらなくてもよいのでは？
- Q 4. 新たな教育コミュニティによるつながりができるのか？
- Q 5. 再編計画は、白紙撤回することはないのか？
- Q 6. 校区をリセットすることはできないのか？
- Q 7. まちの活性化の後に学校再編の話をするべきではないのか？
- Q 8. 子どもの意見はきかないのか？また、統合例を教えてください。
- Q 9. 学校がなくなることでなぜ安全な子育て環境・子育て支援の推進ができるのか？具体的に明示してほしい。
- Q 10. 小学校の空調設備の設置計画があると聞いたが、そちらも再検討しないと無駄になるのではないか。既に工事が済んでいる学校があるのであればそこを拠点とした学校再編も考えるべきではないか？

(2) 通学路について

- Q 11. 再編後の校区は、他に比べて広すぎるのでは？
- Q 12. 通学の実際の歩行距離は？
- Q 13. 通学に自転車を使えないか？
- Q 14. 通学時間が長くなるので、1時間目の授業開始時間を9時にできないか？
- Q 15. 通学路の安全対策はどう考えているのか？
- Q 16. 幹線道路や広い道路以外で、死角になる部分が多い道路をどう考えているのか？子ども達はばらばらの時間に下校するので、その辺の安全対策はどうするのか？
- Q 17. スクールバスの検討はしてもらえるのか？
- Q 18. 校区が広くなり、現在より子どもの活動範囲が広域化して心配である。

(3) 教育内容について

- Q 19. クラスが増えると荒れてしまう可能性が高いのでは？
- Q 20. 各学年複数クラス制にするメリットデメリットをもっと明確に出し、デメリットに対してどう対応するのか明示して欲しい。
- Q 21. 小中一貫と中高一貫の考えがあるが、小中一貫の利点はあるのか？
- Q 22. 今と同じ形で教職員を配置した場合、再編に伴う児童の心のケアなどの対応ができないのではないか？
- Q 23. 障がいがある児童に対しても、配慮してほしい。

(4) 就学制度について -----

Q 2 4. 学校を選択することはできるのか？ (途中で学校をかわれるのか。)

Q 2 5. 他区の学校に通学することはできるのか？

(5) 学校の跡地関係 -----

Q 2 6. 学校の跡地について、広い敷地なので防犯面で心配である。目がゆき届かないのでは？

Q 2 7. 学校跡地について、民間事業者に運営をまかせて災害時に本当に地域住民の安全を確保できるのか。

(6) 今後の進め方について -----

Q 2 8. 基本合意について、一人ひとりの声をどう汲み取って、どういう形で合意するのか？

Q 2 9. 基本合意の確認書を作成するメンバーは、地域まちづくり協議会の代表と P T A の代表だけか？

Q 3 0. 小学校ごとの説明会も開催してほしい。

Q 3 1. 平成 2 8 年 8 月までに合意形成が進まなければ、どうなるのか？

(7) その他 -----

Q 3 2. 制服はどうなるのか？

Q 3 3. 学校の先生はどのような意見をもっているのか。

Q 3 4. P T A にとって、複数の地域コミュニティと交流する事は大きな負担である。区役所は P T A の立場で調整に協力してくれるのか？

Q 3 5. 小学校を統合すればどれぐらいコストが削減されるのか？

Q 3 6. 区が試算されている予算について、どのような内容になっているのか示してほしい。

Q 3 7. 各学校の校長や P T A 会長などの写真はどうか？

(8) 新たな中学校区における個別意見 -----

【(仮称) A 中学校区】

Q 3 8. 北鶴橋小学校は半分ほど借地だが、日常使わないものに借地代を払うのか？また施設の維持管理はどうするのか？

【生野中学校区】

Q 3 9. 生野東では、まちの整備事業が行われているが、そこに新しく学校を設置できないのか？

【田島中学校区】

Q 4 0. 田島中学校に生野南小学校と田島小学校とを合せて新しい学校を作ってはどうか。今現在の田島中学校は教室が余っているように感じるが、建て増しが必要？

(1) 再編方法など全般

Q 1. 複数学級の話とあわせて学級定員についても議論してほしい。また、新しい学校では教員もリセットされるのか？

A 1. 学級編成基準について、いわゆる「40人学級」は、国が定めている「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（標準法）」以下の法令に従い、小学校1年は35人学級、小学校2年～中学校3年までは40人学級とされていますが、大阪府下では、国の基準に加えて小学校2年生についても「35人学級」とすることとしており、その基準（小1・2は35人、それ以外は40人）に基づいて学級が編成され、必要な教職員の人員費が国及び府によって措置されて教職員が配置されています。学級編成基準はこれら国の法令や府の基準を踏まえて市内一律に決定されており、また、基準の引き下げは国の責任においてその財源の確保と共に実施されるべきであることから、区（あるいは市）独自にその基準を変更することはできません。

ただし、本市では小学校3～6年の国語・算数で習熟度少人数指導を実施しており、そのために必要となる教職員を各小学校に加配しています。習熟度別少人数指導では、現在生野区西部に多く見られる学年単学級の場合は2分割しかできませんが、再編の結果、学年複数学級になれば、2学級を3分割するなど、児童の習熟度に応じてより細かい編成が可能になることから、学級編成基準そのものを変更することはできなくとも、それぞれの児童の習熟度に応じたきめ細かい指導を行うための環境は整備できると考えています。

なお、再編にあたっては、児童・生徒の心理面でのケアや、もとの学校での生活実態・指導内容の引継ぎ等を考慮して、新たな学校には、関係校の教員を引き続き配置するなど、人事の面で一定の配慮を行うこととなります。

Q 2. 再編に反対しつづけた場合どうなるのか？

A 2. 小規模校の教育環境を改善することは喫緊の課題であり、推計によると今後も児童の減少傾向は続くことから、統廃合を伴う再編は避けられず、継続した課題となります。仮に再編に反対された場合、現在の小規模校が抱える教育環境における様々な課題が解決されず、子どもの教育環境にとってはデメリットが多すぎます。

さらに、今回、生野区が教育特区として取り組む小中連携した教育の強化や、再編によって生まれる財源の地域・教育コミュニティへの重点投資などのさまざまな効果を得られないことが見込まれます。

Q 3. 隣接型や連携型などの小中一貫した教育にこだわらなくてもよいのでは？

A 3. 小中一貫した教育では、児童生徒のひとり一人の9年間を継続的に把握し、きめ細やかな支援を行う体制づくりを行います。さらに小学校からの教科担任制による専門性を活かした教科指導、クラブ活動や放課後学習などの課外活動への支援の充実などに取り組み、子どもたちにとってより良い環境づくりを進めていきたいと考えております。

Q 4. 新たな教育コミュニティによるつながりができるのか？

A 4. 学校、家庭、地域が密に連携して総がかりで子どもを育む新たな教育コミュニティを展開するためには、現在の地域のつながりである地域まちづくり協議会の単位のまま、お互いを尊重しあってその良さを活かし、協力して子どもを育み、中長期的な観点で地域を活性化していくことが大切です。

今回の学校再編整備計画では、小学校就学前から中学校卒業まで、学校、家庭、地域がよく連携しながら子どもたちを見守り、育んでいくことができるような環境としていくことが大切であるとの観点から、幼少期からの子育て支援の充実と小学校、中学校が密に連携した教育環境をめざし、今の地域・小学校区のコミュニティ、そして中学校区の緩やかなつながりを活かし、中学校区をベースに再編を進めていくこととしています。

また、まちづくりの観点からも、人と地域のつながりを活かしながら子どもの成長に応じた地域の見守りや教育活動支援が展開できるよう新たな教育コミュニティの形成は中学校区単位として、地域のみなさんのご協力を得ながら取り組みます。特に中学生については、近い将来に地域社会の一員として防災やまちづくりの担い手としても重要な役割を担っていくこととなります。

これらの中学生が、社会性や規範意識の育成の観点を大切に、地域コミュニティと積極的に関わりを持てるよう、これまで以上に中学校と地域の関わりづくりが進められるよう取り組みます。

Q 5. 再編計画は、白紙撤回することはないのか？

A 5. 区内の小学校 14 校が小規模校となっているのをうけ、これまでの3年あまりの間に、広く区民の方を対象に学校教育フォーラムや出前講座、説明会、また区域西部の小規模校の校下住民、保護者の方々に代表として参加いただき、現状や課題についてのワークショップを行うなど27回にわたりのべ千人を超える区民のみなさんに、区の小中学校を取り巻く現状と課題、その課題解決のための取組の必要性や考え方についてご説明し、ご意見やご要望をなどたくさんいただきました。その中で、小規模校が抱えるメリットや課題、いびつな校区と通学の課題、28校28通りの学校文化、また地域コミュニティとの密接なつながり、そして密集住宅市街地が抱える災害対策の課題などが浮かび上がってきました。

子どもたちを取り巻く教育環境の改善は必要なことです。生野区西部地域学校再編整備計画は最終決定ではありませんが、白紙撤回ということにはなりません。しかしながら、地域コミュニティとしてご意見をまとめていただきご提案いただきましたら、学校の配置案につきましては検討・変更も含めて対応することを考えております。

Q 6. 校区をリセットすることはできないのか？

A 6. 今回の案について、新たな学校の立地については、できるだけ校区の中心に小中学校を置くことが望ましいと考えていますが、残念ながら今すぐに整備ができるまとまった土地がなく、新たに取得するにも非常に時間がかかり、現実的には非常に困難であることから、当面、今ある学校施設を活用して、新たな学校を開校できないかと考えたのが今回の配置案です。

かつ、幼少期から途切れることなく、学校、家庭、地域が連携して子どもをはぐくんでいく観点から、今ある地域コミュニティを大切にしながら、そのつながりを生かすことでより良い教育環境を

(平成 28 年 5 月)

提供できると考えていることから、地域コミュニティのつながりを無視して、大通り等の地理的な要因だけで機械的に校区を分けるといった配置案にはしておりません。

しかしながら、地域コミュニティとしてご意見をまとめていただきご提案いただきましたら、学校の配置案につきましては検討・変更も含めて対応することを考えております。

Q 7. まちの活性化の後に学校再編の話をするべきではないのか？

A 7. まちの活性化は、長期的に対策が必要であり、対策後すぐに人口の増加につながるものではありませんが、生野区では、現在すでに生野区南部開発や密集市街地対策などの取組を進めています。しかし、全国的に少子化が進んでいる現状では、昔ほど子どもが増えるとは考えにくい状況です。

今回の学校再編は、将来的には子どもたちの教育環境づくりと合わせて、子育て支援や防災対策など総合的な取組を通じ、将来のまちの活性化を見据えての取組として推進していきます。

Q 8. 子どもの意見はきかないのか？また、統合例を教えてください。

A 8. 学校配置の適正化や教育環境の向上は、行政の責任において取り組むべき事項であり、児童生徒の意見や意向を受けて決定するようなことはありません。

ただし、本市でこれまでに統合を行った小学校では、統合から半年後に児童・保護者・教職員に対してアンケートを実施しています。統合前は児童も保護者も「学校が遠くなること」や「新しい友達ができるのか」など、不安や心配がありますが、時間が経つにつれ、児童が学校に慣れてくると、保護者も児童の様子をみて、安心したとの声がきかれます。

なお、平成 22 年 10 月に実施した「中津小学校と中津南小学校との統合に関するアンケート」及び平成 26 年 10 月に実施した「塩草小学校と立葉小学校との統合に関するアンケート」の結果では、過半数を超える児童と保護者が以下のように回答しています。

<児童>

(統合前)

学校が遠くなることが不安だった

(統合後)

新しい友達ができ、学校がにぎやかになった

遊ぶ仲間が増えた

遠足や運動会など、人数が増えて楽しくなった

たくさんの先生と話ができるのでよかった

<保護者>

(統合前)

統合にあたっては新しい友達関係が心配だった

(統合後)

子どもは 1 ヶ月で統合後の学校生活に慣れた

クラスの数や学年の人数が増えてよかった

運動会などの学校行事は人数が増えて活発になった

子どもの様子を見て、学校を統合してよかった

(平成 28 年 5 月)

Q 9. 学校がなくなることでなぜ安全な子育て環境・子育て支援の推進ができるのか？具体的に明示してほしい。

A 9. 少子化の進展や地域コミュニティの希薄化など、子育てを取り巻く環境の変化により、子育てについて相談する場所や機会が減少し、親の孤立化など様々な課題が生じています。それらの解決に向け当区では、地域で子育て支援活動を行っている団体・グループと協働で取り組む「いくのっ子応援事業」の実施や地域の子育て支援事業の利用を支援する「保育・子育てコンシェルジュ」の配置などの取組を推進しています。

しかし、より身近できめ細やかな支援を受けられる子育て環境を作るため、このたびの学校再編により生み出される財源や学校跡地などの資源を教育特区として活用し、例えば、教育・子育て支援の専門家や家庭の相談員などを小学校に配置し、身近な地域での相談機能の充実を図る、これまでも各地域で取り組まれている子育てサロンなどの親の交流の場への支援をさらに強化し孤立化を防ぎます。

また、学校跡地を活用して、子育て支援の活動スペースや子どもの居場所づくり、文化・芸術活動、スポーツ体験、地場産業の紹介など多様な情操教育の場を提供するなどの取組を進め、これにより地域と関わり、地域の見守りの中で、安心して子育てができる環境を実現してまいります。

Q 10. 小学校の空調設備の設置計画があると聞いたが、そちらも再検討しないと無駄になるのではないか。既に工事が済んでいる学校があるのであればそこを拠点とした学校再編も考えるべきではないか？

A 10. 本市では、児童の学習・生活の場である教室の環境改善を行い、一年を通じて安全で快適な学校生活を送り、集中して学習できる環境を整えるとともに、災害発生時、高齢者や乳幼児の熱中症予防にも活用できる収容避難所として利用できるよう環境整備を行うため、平成 26 年度から 28 年度の 3 年間で、既に統廃合が決定している小学校を除く全ての小学校の普通教室への空調機の設置を進めているところであり、生野区においても、平成 28 年度中に全ての小学校で設置が完了する予定です。

なお、今後、空調機を設置した学校が統廃合により跡地になる場合には、「学校跡地検討会議」において設置した空調機の有効利用について検討してまいります。

## (2) 通学路について

Q 11. 再編後の校区は、他に比べて広すぎるのでは？

A 11. 生野区以外の大阪市立小学校 273 校のうち、通学距離が 2km をこえる小学校は 4 校あります。今回の再編で生野区と同じ程度である直線距離が 1.0km から 1.3km 未満の小学校は 43 校です。概ね 6 校に 1 校は、当区と同等の広さとなっており、今回の再編後の校区が他に比べて特別に大きなもので、長い通学距離となっているものではありません。

Q 1 2. 通学の実際の歩行距離は？

A 1 2. 新たな校地を比較検討する際の項目として、地図上の直線距離を使用しましたが、実際の徒歩による通学距離についても電子地図等からの測定と実際に歩いたうえで、通学可能な範囲内に収まっていることを確認しています。今後、学校配置案に何らかの修正を行った場合には、新たな通学区域における通学距離について再度確認することになります。

Q 1 3. 通学に自転車を使えないか？

A 1 3. 通学につきましては、本市では安全面の配慮から徒歩通学を基本としており、自転車通学は認められておりません。

Q 1 4. 通学時間が長くなるので、1 時間目の授業開始時間を 9 時にできないか？

A 1 4. 授業開始時刻は、学校ごとに学校長の判断により、給食開始時刻や下校時刻、休憩時間の確保など、学校教育活動における様々な面を配慮しながら設定しております。したがって、授業開始時刻を遅らせることは可能ではありますが、その他の学校教育活動に支障をきたす恐れがあることから、各学校で慎重に検討する必要があると考えます。

Q 1 5. 通学路の安全対策はどう考えているのか？

A 1 5. 新たな通学路ができることや、これまでより通学距離が長くなることへの保護者のみなさまのご心配は当然であります。本市として安全な通学のために、人的に、物的に、どのような取組が必要かを、みなさまと議論し、その実現にむけ努力したいと考えています。

現小学校区においても交通量の多い大通りを渡ったり、大きな交差点を通過して通学している状況もあることから、まず、現在、通学路の見守り活動を行っていただいている地域や保護者の方々から、危険箇所についての情報をいただき、今後、その情報も併せて学校設置協議会で、メンバーのみなさんと一緒に実際に通学路を確認するなどして検討し、新たな学校の開校までに安全対策を行いたいと考えています。

#### 〔具体的な対策案〕

ハード整備として防犯カメラや防犯灯の設置、道路管理者の協力を得て歩道のスペースの確保(歩道の設置・路側帯のカラー化等)、自動車の走行速度が速いことへの対応(交差点のカラー化、標識の設置等)、見通しが悪い箇所の対応(街路樹の選定、カーブミラーの設置等)、信号機の歩行者時間の調整など、またソフト面では、大きな道路を渡る場合の有人による見守り、IC チップを使った登下校通知システムなど。

Q 1 6. 幹線道路や広い道路以外で、死角になる部分が多い道路をどう考えているのか？子ども達はばらばらの時間に下校するので、その辺の安全対策はどうするのか？

A 1 6. 新たな学校の通学路について、早い段階で区役所から死角になる部分の多い道路はなるべく

(平成 28 年 5 月)

避けるなどの素案をお示しし、また見通しが悪い箇所への安全対策を進めてまいります。IC チップを使った学校の登下校時の保護者へのメール配信の導入や、学校と協議しながら下校時の集団下校などの方策も検討してまいります。

Q 1 7. スクールバスの検討はしてもらえるのか？

A 1 7. 本市においては通学距離が長いことを理由としてスクールバスを導入した事例はありません。

ただし、本市では、「児童生徒に対する市営交通機関利用に係る無料乗車証交付要綱」に基づき、通学路が徒歩で小学校 2 キロ・中学校 3 キロ以上で、かつ、通学路の整備状況や安全度等を勘案し、徒歩での通学が困難であるとして教育委員会が指定する区域（小学校：4 校、中学校：3 校）の児童生徒については、無料乗車証を交付して、市営バス等での通学を認めています。

なお、例外的に、西成区（いまみや小中一貫校）では、児童生徒の通学路の環境改善、防犯面での安全確保が完了するまでの間、年限を設けてスクールバスを導入した特殊な事例があります。

Q 1 8. 校区が広くなり、現在より子どもの活動範囲が広域化して心配である。

A 1 8. 校区が広くなることへの対策について、これまでの事例としては、保護者や児童への安全マップの作成・配布による啓発や、近隣商店街へ街灯の追加について協力を依頼する等したほか、中学生に対して、校区の小学生に積極的に声をかけて、近隣の児童生徒と一緒に登下校するように全校集会などの機会を通じて周知・指導を行っています。

また、新たな学校のスタートまでの間に、既存の「安全パトロール」や「こども 110 番事業」などの防犯の取組に加え、通学路や公園に防犯カメラを重点的に設置していくなど、通学路の安全対策と併せて、校区内の危険箇所の点検等も学校設置協議会の皆さんとともに行っていきたくと考えています。

しかし、学校である程度の指導や危機意識の植え付けはできるものの、最後は保護者様同士で、子どもたちの遊びに関して、どこまで遊びに行っているなどの情報共有が必要不可欠となりますので、ご協力をお願いしたいと考えております。

### (3) 教育内容について -----

Q 1 9. クラスが増えると、荒れてしまう可能性が高いのでは？

A 1 9. 「学級がうまく機能しない状況」は、学級担任の指導力不足の問題や学校の対応の問題、子どもの生活や人間関係の変化及び家庭・地域社会の教育力の低下など複合的な要因が積み重なって起こるものです。よって、学年の学級数との間に明確な相関関係がみられるわけではありません。問題解決のための特効薬はなく、複合している諸要因に一つ一つ丁寧に対処していかなければならないものと考えています。

(平成 28 年 5 月)

Q 20. 各学年複数クラス制にするメリットデメリットをもっと明確に出し、デメリットに対してどう対応するのか明示して欲しい。

A 20. 本市では、全ての子どもたちが学力を身に付けながら健やかに成長し、自立した個人として自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うようになることをめざしています。そのために、社会が多様化し激しく変化する中で、子どもが心豊かに力強く生き抜き未来を切り開く力を備えることができるように取組を進めているところです。

子どもたちに「生きる力」を身に付けさせるために、どのような学校規模が望ましいのかという観点から考えると、集団の中で切磋琢磨することなどを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばすためには、一定の規模が必要であると考えます。

今回の学校再編（複数学級化）により得られる効果・メリットについて、以下に例示します。

① 人間性・社会性を育成する面での効果

一般的に、小規模校の子どもたちは、普段の学校生活の中で、子ども相互の気心や性格が分かり合っており、これは小規模校ならではの利点と言えますが、再編後の新しい学校では、各学年複数学級のより大きな集団になることによって、これまで表面に現れてこなかった、自己の違った面や、これまで発見できなかった他者の良い面に気づくことができ、**人間関係づくりのスキルを高める**ことができると考えられます。

一定の規模がある学校では、子どもが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、**個々の資質や能力を伸ばしやすい**という利点があります。

② スケールメリットを活かした教育活動の充実

本市では現在、小学校3～6年で習熟の程度に応じた少人数授業を実施し、「わかる喜び」「学ぶ楽しさ」を実感できる学習を通して、学力向上を図っています。現在、学年単学級の小規模校では、1学級2分割の少人数学習を実施していますが、再編後の新しい学校は全学年複数学級となることから、1学級2分割の少人数学習はもちろん、2学級3分割、3学級4分割といったより多くのバリエーションでの編成が可能となることから、それぞれの**児童の習熟度に応じた、よりきめ細かい指導を行うための環境**が整備できます。

また、子どもたちの人数が増えると、音楽の指導や運動会において、種目や演目の選択範囲が広がり、**子どもたちの役割分担も過重にならずに適切に行う**ことができるほか、非常に迫力のある演技となり、演技をする側も見る側にも**より大きな感動を与える**ことができます。

③ 教員体制の充実

再編により適正規模（学年複数学級）になれば、一つの学年に複数の教員が配置されることにより、授業準備や指導・強化研究に組織的に取り組むことができるようになるだけでなく、日頃から教員同士が相互にフォローし合い、その長短所を補い合うことにより、個々の教員の指導力の向上や、ベテランから若手への指導ノウハウの継承がより容易に行えるようになります。

さらに、学年に複数の教員が配置されると、一人の子どもが日常的に接する教員の数が増えることから、子どもの個性に応じて教員が組織的に対応することが可能となり、教育の幅も広がります。

なお、複数学級化することについて、教育面でのデメリットは特にありません。

(平成 28 年 5 月)

Q 2 1. 小中一貫と中高一貫の考えがあるが、小中一貫の利点はあるのか？

A 2 1. 本市では、平成 23 年度より、全ての小中学校で「小中一貫した教育」を実施しており、小学校と中学校が教育目標を共有し、義務教育 9 年間見通して教育活動を行い、子どもたちの「学力向上」「体力向上」「健全育成」を図っています。「小中一貫した教育」においては、小中学校の教員が 9 年間の全体像を把握し、長期的な視点に立った教育が実施できることや、児童の発達の早期化等に伴い中学校の指導方法を一定程度に小学校に導入できること、また、いわゆる中 1 ギャップの解消を図ることができるなどの効果があると考えています。

ただし、中学校区の小学校数や距離等の実情が中学校区によって様々であり、本市においては全ての中学校区で同じ取組ではなく実態に応じた教育を推進しているところですが、今回の再編整備計画において、生野区の西部地域では、全ての中学校区が 1 中学校 1 小学校となることから、これまでより、より効果的な「小中一貫した教育」を実施できると考えています。

また、「小中一貫した教育」においては小学校と中学校の教員が協働して児童生徒の指導に当たることができます。例えば、小学校において一部教科担任制を導入することにより、中学校教員の専門性を生かした指導を充実させることができます。今後、小学校において英語教育が導入されることや理数教育の充実という視点からも有効であると考えています。

さらに、小学校・中学校の教員がそれぞれお互いの指導方法を交流し、お互いの良さを取り入れることで指導力の向上も図れます。義務教育 9 年間という一体感を強く意識することで、指導の充実を図ることができ、結果として「学力・体力の向上」につながるものと考えています。

なお、文部科学省における小中一貫教育の制度化に伴う導入意向調査結果が発表され、9 年間でひとまとまりと捉えた学校教育目標とカリキュラムを策定している学校は、小中一貫教育の成果を示す 43 項目全てにおいて、策定していない学校との比較について、より多くの成果を認識しており、生野区における「西部地域学校再編整備計画」についても、小中一貫教育を目指していることから、同様の成果が期待できるものと考えています。

中高一貫教育については、本市では併設型中高一貫校として平成 20 年 4 月に咲くやこの花中学校・高等学校を設置し、ものづくり、スポーツ、言語、芸術の分野で中高 6 年間一貫した特色ある教育により専門性を深化させることを希望する生徒を募集しています。

「小中一貫した教育」の推進は義務教育の範疇での取組みとして市内全ての小中学校で実施しているのに対して、中高一貫教育は、生徒の多様なニーズに対応するための選択肢の一つとして実施しており、両者は全く異なるものです。

Q 2 2. 今と同じ形で教職員を配置した場合、再編に伴う児童の心のケアなどの対応ができないのではないかと？

A 2 2. 今回の「生野区西部地域学校再編整備計画」では、小学校・中学校はそれぞれ個別の学校として再編したうえで、「隣接型」あるいは「連携型」の「小中一貫した教育」を実施することを目指しており、それぞれの学校には学校長以下、その学級数に応じた必要な教職員が配置されることとなります。

再編にあたっては、児童・生徒の心理面でのケアや、もとの学校での生活実態・指導内容の引継ぎ等を考慮して、新たな学校に関係校の教員を引き続き配置するなど、人事の面で一定の配慮を行うこととなります。従来から本市では、統合に伴う児童の心理面でのケアや、さまざまな校務

(平成 28 年 5 月)

における課題に対処するため、学校の統合後、3年間、教員の加配を行っています。

さらに、生野区における学校再編では、従来の加配に加えて、再編によって生じる財源を重点的に充てることで、小中一貫した教育の実施による専門的な教育内容の充実や習熟度別指導による少人数制授業などに必要な教職員のほか学習支援のサポーターなどを配置し体制強化を進めたいと考えています。

Q 2 3. 障がいがある児童に対しても、配慮してほしい。

A 2 3. 本市では従来より、障がいのある児童の就学に関し、健常児との交流を図り、地域社会と遊離することのないように留意した取組を進めています。

再編にあたっては、特別支援学級に在籍しているかを問わず、支援が必要な全ての児童の個々の状況について、関係校の教員が緊密な連携、情報交換を行い、それまでの取組状況を新しい学校でも引き続き確保するとともに、再編による環境の変化によって児童・保護者に過度の負担がかかることのないよう配慮します。

#### (4) 就学制度について

Q 2 4. 学校を選択することはできるのか？(途中で学校をかわれるのか。)

A 2 4. 学校再編の進捗に応じて、学校選択制の導入や区独自の指定校変更基準は必要と考えています。

導入にあたっては、現在の制度は、学校への入学時にかぎり学校を選択できるということが大阪市全体のルールとなっていますが、生野区では再編により学校がなくなる場合は、例えば3年生や4年生などの途中の学年においても制度を利用できる形も含めた検討が必要と考えています。

Q 2 5. 他区の学校に通学することはできるのか？

A 2 5. 本市においては、小中学校の通学区域の設定は各区長の権限において行うこととしています。学校選択制や学校適正配置(統廃合)についても、各区長の判断及びマネジメントにより導入または検討を行っていることから、ご指摘のような行政区を超えての就学については、引っ越しや保護者の就労等やむを得ない理由がない限り原則として認められていません。

#### (5) 学校の跡地関係

Q 2 6. 学校の跡地について、広い敷地なので防犯面で心配である。目がゆき届かないのでは？

A 2 6. 学校跡地の利活用については、地域住民のみなさんと「学校跡地検討会議」を設置し、様々な観点からのご議論・検討を行い、利活用するにあたっては、管理主体による適切な維持管理が行えるよう決定して行くことになります。

ただし、実際に利活用するまでの間は、日常的な管理を行い適切に安全・維持管理に努めます。

Q 27. 学校跡地について、民間事業者に運営をまかせて災害時に本当に地域住民の安全を確保できるのか？

A 27. 学校跡地の利活用については、地域住民のみなさんによる「学校跡地検討会議」を設置し、地域コミュニティ活動や地域のまちづくり活動、にぎわいづくりなどの拠点など、様々な観点からご議論・検討いただきます。

また、地域団体、NPO、民間事業者など、利活用の内容に最も適切な管理主体を選び、利活用を行います。本市が指定する災害時避難所であるということから、利活用する際の必要要件として、管理主体に対し災害時の防災拠点機能の担保を図るとともに、区としても災害用の備蓄物資や避難所備品の確保など、防災機能の充実に努めてまいります。

ただし、民間事業者が管理運用する際は広く一般から募集することとなりますので、この場合には、例えば、利活用の内容が学校跡地の転用にふさわしいものであること、地域の防災拠点機能を有すること、地域の住環境に大きな影響を及ぼさないことなどの条件も「学校跡地検討会議」で検討することとなります。

## (6) 今後の進め方について -----

Q 28. 基本合意について、一人ひとりの声をどう汲み取って、どういう形で合意するのか？

A 28. 地域の幅広い人から様々な意見を頂ける窓口となっている「地域まちづくり協議会」の代表の方と、保護者の代表としてPTAの代表の方を窓口として、各地域において組織主催の説明会を開催いただき、区役所が説明にお伺いし、参加者から様々なご意見をいただきながら、合意形成の協議を進めていきたいと考えております。

Q 29. 基本合意の確認書を作成するメンバーは、地域まちづくり協議会の代表とPTAの代表だけか？

A 29. 区役所から提案している組織だけでなく、地域の実情に応じて、地域まちづくり協議会の代表とPTAの代表と相談のうえ、他の組織をメンバーに含めることは可能です。

Q 30. 小学校ごとの説明会も開催してほしい。

A 30. 地域まちづくり協議会やPTAなどから依頼をいただきましたら、日時、時間を調整のうえ説明にお伺います。

Q 31. 平成 28 年 8 月までに合意形成が進まなければ、どうなるのか？

A 31. 学校再編の具体化に向けて、行政において予算を確保することが必要となります。合意形成ができ秋までに「●●中学校区学校整備計画」をとりまとめれば、次年度予算案に施設改修や通学路の安全確保に向けた取組を反映することが可能となります。

平成 28 年 8 月までに合意形成を行うことができた場合、施設改修等が小規模でスムーズに進

(平成 28 年 5 月)

んだ場合の最短ケースとして、約 2 年半の準備期間を経て平成 31 年春に開校できる目安としてお示ししています。

合意形成に向け行政として最善を尽くしますが、平成 29 年度予算案への反映に間に合わなかった場合は、開校の年次が遅くなります。

## (7) その他

Q 3 2. 制服はどうなるのか？

A 3 2. 全市的な方針として、再編（統合）にあたっては、保護者に過度の経済的な負担を与えないこととしており、学校設置協議会での議論の結果、新たな学校で標準服等が必要となる場合は、保護者に買い替えの負担がないよう、教育委員会で必要な予算を措置のうえで用意することになります。

Q 3 3. 学校の先生はどのような意見をもっているのか？

A 3 3. 市内でこれまでに統合を実施した事例では、事後に教職員にアンケートを実施した中で、「児童の交友関係が広がり、社会性が高まった」「新しい友達が増えてお互いに思いやったり、低学年にやさしく声をかける姿が見られるようになった」「学習での発表の数も増え、いろいろな友達の意見を得ることができる」といった子どもたちの様子に関する意見のほか、「学年運営について、教職員間で相談しながら進めることができるようになり、よかった」との意見をいただいています。

また、「互いの校風を活かして運営するのに、教職員で頭を悩ませている」といった意見もあります。

Q 3 4. P T Aにとって、複数の地域コミュニティと交流する事は大きな負担である。区役所は P T Aの立場で調整に協力してくれるのか？

A 3 4. P T Aは学校単位で組織されるものなので、再編に伴い必然的に新たに一つの P T Aとして組織していただくこととなります。したがって、新たな学校のスタートまでに再編対象となる関係校の P T A間で話し合いを重ねていただき、新たな学校の P T A立ち上げに向けて、会則・規約や細かい活動内容について摺合せを行っていただくこととなります。

また、新しい学校の P T Aはもとのそれぞれの校下の地域コミュニティと関わりを持つこととなりますが、過去の統合の事例では、行事の参加等については、対応が過度の負担になる場合には各地域で分担する等それぞれの実情に応じて調整されていると聞いています。

なお、新たな学校での P T Aの組織づくりに際しては、行政が主体となって直接関わることはできませんが、可能な範囲で支援させていただきます。

Q 3 5. 小学校を統合すればどれくらいコストが削減されるのか？

A 3 5. 標準的な小学校（12 学級規模）の場合、統合によって、市費負担分として 1 校につき約 4,400 万円が不要になります。

(平成 28 年 5 月)

しかし、学校再編は、あくまでも子どもたちの教育環境の向上を主眼として行っているものであり、決して、単に教育コストの削減を目的にしているものではありません。

今回の生野区西部地域学校再編計画は、教育、子育て、防災の柱で総合的なまちの活性化をはかっていくものであり、再編により生み出される効果額（財源）は、これらの実現に向けた資源として活用していきます。

Q 3 6. 区が試算されている予算について、どのような内容になっているのか示してほしい。

A 3 6. 区の試算では、児童生徒の実態に応じた教育活動の充実、教育・子育て支援の充実、安全安心な通学路の確保、跡地の利活用について、今後 10 年間程度でどれくらいの経費がかかるのかを大まかに算出しています。

地域からの要望や設計費用なども含めることとなりますので、現時点では具体的な金額はお示しできない状況です。具体的な内容が確定すれば、お示ししていきます。

Q 3 7. 各学校の校長や P T A 会長などの写真はどうか？

A 3 7. 再編に伴い、対象となる現在の学校はいったんすべてその歴史を終えますが、地域の歴史は地域住民のみなさんで大事にしていきたいと考えています。一つの方法として、学校の跡地は残していきますので、それぞれの地域のみなさんに身近な場所で保管していただくことも考えられますし、別の方法としては、新たな学校にもとの学校の歴史を顕彰するようなスペースを設けることも考えられます。どのような方法がよいのかは、学校設置協議会の場で議論していただくこととなります。

(8) 新たな中学校区における個別意見 -----

【(仮称) A 中学校区】

Q 3 8. 北鶴橋小学校は半分ほど借地だが、日常使わないものに借地代を払うのか？また施設の維持管理はどうするのか？

A 3 8. 他の小学校跡地と同様、防災拠点としての利用が不可欠となっております。継続して活用できるよう、その方法の検討や調整を図っていきます。

【生野中学校区】

Q 3 9. 生野東では、まちの整備事業が行われているが、そこに新しく学校を設置できないのか？

A 3 9. 大阪市では、生野区の南西部を中心に老朽木造住宅が密集するエリアについて、防災面と住環境面の課題を解消するため、道路や公園、市営住宅等の整備を行っています。

現在、空地となっている敷地については、これらの公共施設や市営住宅を整備する目的で用地を確保しています。

今後も、計画に基づき順次、整備していきます。

【田島中学校区】

Q 4 0. 田島中学校に生野南小学校と田島小学校とを合せて新しい学校を作ってはどうか。今現在の田島中学校は教室が余っているように感じるが、建て増しが必要？

A 4 0. 小学校と中学校の施設は、さまざまな面で規格が異なるため、中学校の校舎や空き教室をそのまま小学校へ転用することはできません。そのため、仮に田島中学校の校地で施設一体型の小中一貫校を開設するためには、校舎の増改築が必要となります。

その他、ベースとなる校地が中学校であることから、給食室を新たに作らなければならないほか、プールも小学校と中学校で規格が異なるため、それぞれに作る必要がありますが、その一方で、田島中学校の校地は本市の他の施設一体型小中一貫校と比べて狭隘であり、これらの必要な施設改修を行うと十分な運動場面積が確保できないといった事情等を総合的に考慮して、田島中学校の校地での施設一体型小中一貫校の開設は困難だと判断したところです。

しかしながら、改めて、ハード面でのシミュレーションを含めて検討し、施設一体型で整備することで生じる利用上の条件をお示ししながらご意見をいただき検討します。